

# 国籍はく奪条項違憲訴訟 @FUKUOKA



第2回期日  
報告集会

2022年12月3日(土)  
午前5時00分～(日本時間)  
Zoomウェビナー

# 本日の内容

- ▶ 原告からのあいさつ
  - ▶ 今回の期日の内容 (5:05~5:40)
  - ▶ 訴訟外の動き (5:40~6:00)
    - ▶ 東京訴訟の判決予定期日
    - ▶ 山浦善樹最高裁元判事「爺が孫に伝えた年頭のことば」
    - ▶ CALL4プロジェクト
    - ▶ その他
  - ▶ 質疑応答とディスカッション (6:05~)
- ☺ 休憩 ☺

# 1 原告からのあいさつ

## 2 今回の期日

# 波乱の幕あけ

いいえ、幕あかず。。。。



## 2 今回の期日

- ▶ 訴状に対する被告（国）の反論書面（120枚）と証拠650枚
- ▶ それに対する原告の書面（3枚）と証拠1枚
- ▶ 次回期日  
2023年\_\_3月13日（月） 13時30分から（日本時間）

# 訴状に対する国の反論（論拠の特徴）

- ▶ 1 東京訴訟の第1審判決を論拠として各所で用いている。
- ▶ 2 平成27年最高裁判決（国籍留保に関する事案）とその調査官解説を論拠として各所で用いている。
- ▶ 3 「国籍は犠牲社会の成員たる資格」であるなどと述べる法務官僚（平賀書簡事件の平賀健太）の「国籍法 上巻」（1950年）を引用し、「永久の服従義務」が「国籍の本質的属性」であると主張している。（65～66頁）



# 訴状に対する国の反論（主張の特徴1）

東京訴訟での国の主張の焼き直しが各所でみられる。

## たとえばこんな焼き直し

- ▶ 複数国籍は「主権国家の考え方とは本質的に相容れない」（54頁）、「主権の考え方とは根本的に相容れない」（82頁）
- ▶ 中国は複数国籍を禁止している、韓国も複数国籍を制限しようとしている。（54頁）
- ▶ 「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」ている。（67頁）
- ▶ 「国益という観点からみた国籍の存在意義」（68～69頁）

## 反論

- ▶ 世界の76%の国は？
- ▶ 中国と日本は国家制度が全く異なる。韓国と日本も置かれた国際情勢が全く異なる。
- ▶ ???
- ▶ 「国益」って何？

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴2-1）

## 国籍法11条1項の性質について

- ▶ 「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものである。」（59頁）

国籍法11条1項は、  
日本国籍を本人の意思に反してでも奪う規定ではない。  
本人の選択により喪失させるだけ。

という主張

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴2-2）

## 国籍法11条1項の性質について

- ▶ 「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量を下敷きにして定められた国籍制度を前提とした利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は限定的というほかない。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるので、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。」（76頁）

←（国際）婚姻にも自己決定が存在し、出生にも保護者（国籍喪失手続の法定代理人となる）となる者の自己決定が存在する。しかし、それらの自己決定はなかったとして国籍選択制度の対象にしている。矛盾しないか？

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴3）

憲法の基本原理を軽視。

国籍法、そして複数国籍の弊害のおそれの防止を重視、優先。

「国民主権原理や基本的人権尊重原理等が憲法上重要な原理・原則であることは否定しないが、原告の主張は、自己の志望により外国国籍を取得し、当該外国国籍に加えて日本国籍をも保持することによって、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位や基本的人権の享有主体たる地位を保持することを認めるべきであるというものである、このような二重国籍の解消の場面において、国民主権原理や基本的人権尊重原理の重要性を理由に、二つの国籍国での利益を保持することを最優先しなければならないような厳格な違憲審査が求められるなどとはいえない。」（77頁）

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴4-1）

海外居住者の不利益を軽視。

居住国の国籍はなくても生活に問題なし。

「外国に移住した者、あるいは、家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えた者は必ず、外国国籍の取得が必要であるから国籍法1条1項の適用を受けざるを得ないかのような原告の主張は誤りである。近時、多くの国では、外国人に対して法律上の保護を与える必要があるとして、一定の制限はあるものの、広範な権利の享有を認めるようになってきている（乙第1号証・17ページ）。国家は、外国人が日常生活を営むのに必要な権利能力や行為能力、裁判の当事者能力は認めなければならず（自由権規約16条参照）、移動・居住の自由、表現・思想・信教の自由は、国の安全等に必要な場合を除いて、原則的に制限することはできない（自由権規約12条、18条、19条）とされている（乙第29号証・422ページ）。」

（119頁）

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴4-2）

海外居住者の不利益を軽視。

居住国の国籍はなくても生活に問題なし。

- ▶ 海外で暮らす人の現実を見ようとしなない。在留期限や就労制限など。
- ▶ 海外で暮らしたり活躍したりすることを望む日本国民の足を引っ張るのに躍起。
- ▶ 自分とは異なる状況に置かれている人、異なる生き方を歩もうとする人たちを切り捨てることに、尽力している。

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴5）

## いろいろな主張（1）

- ▶ 国籍法11条1項により日本国籍を喪失し、かつ外国で居住する者に国籍喪失届の届出義務がないことを認める。  
(17頁)

『実務戸籍法 改訂版』

(法務省民事局法務研究会編、1990年) 225ページ

国籍喪失届の届出人について

「国籍喪失者本人については、外国人であるから届出義務は国内に在住する場合にのみ課せられるが、国外にある本人からの届出をさまたげない。」

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴6）

## いろいろな主張（2）

- ▶ 国籍法11条1項に係る必要な周知は行なっている。  
(20頁)

なお、「義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりすることはなかったことは認め」  
る。

(48頁)



# 訴状に対する国の反論（主張の特徴7）

## いろいろな主張（3）

- ▶ 「（エ）日本国籍剥奪はアイデンティティに関する自己決定権の侵害」について」争う。（36頁）
- ▶ 「一般論として、日本国民にとって日本国籍が重要であることは認める。」（36頁）
- ▶ 「アイデンティティ」というものは極めて曖昧な概念であって、憲法上の権利として保護に値するような利益とは言い難い。（78頁）

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴 8）

## いろいろな主張（4）

- ▶ 「外国国籍に加えて、日本国籍を保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解し難い。」（93頁）
- ▶ 「外交保護権の衝突のおそれは重国籍の発生による弊害の一つであり、飽くまでもそのような弊害を回避するために国籍法11条1項により重国籍の発生を防止しているのであるから」、被告である国・日本政府が「自国民の保護を免れるために国籍法11条1項により重国籍の発生を防止しているかのような原告の主張は、明らかに誤りである。」（87頁）
- ▶ 「原告が主張する「日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する」との批判は当たらない。」（102頁）

# 訴状に対する国の反論（主張の特徴9）

## いろいろな主張（5）

- ▶ 「原告が主張する「日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する」との批判は当たらない。」（102頁）

- ▶ 訴状の下記部分に対する反論です。

「このように、ある行為が「志望取得」に当たるかどうかを正確に判断すること、正しい判断を維持しつづけることは、被告にとってすら困難なのである。そのため、志望取得、当然取得、生来取得の区分で取扱いに差を設けると、区分が間違えられるおそれという不安定性と、区分が間違えられた場合の不利益とが、外国法の知識が被告に比べて圧倒的に乏しい個々の国民に押し付けられることになる。

これは、国籍法11条1項が日本国籍喪失の要件を外国の国籍法にかからしめるものであるがゆえに生じる問題である。先述のとおり梅謙次郎は「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ」「全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外国ノ法律ノ奴隷ニ為ラナケレハナラヌ」と指摘したが（[甲22](#)（42頁））、複数国籍の発生防止を徹底する国籍法11条1項は、日本法を外国法の「奴隷」にし、日本国民の運命を外国法に放任し翻弄する条項だということができる。」

# 原告と国の主張の対立の源は何か

- ▶ 「国家」 = 「政府」ととらえるか  
「国家」 = 「国民」あるいは「国民による協働の事業」ととらえるか
- ▶ 憲法や裁判所を含む統治制度を、  
政府に国民を従わせるための手段ととらえるか  
対等・平等な国民が相互性をもって参加する協働の事業の  
手段ととらえるか

ということかな、と分析中です。

# まぼろしの陳述要旨（1）

原告準備書面（1）の要旨を陳述します。

## 1 東京地裁判決をめぐる被告と原告の主張

今回被告から、第1準備書面が提出されました。その内容は、原告の主張は認められない、棄却されるべきだ、とするものです。

この書面の中で被告は、被告の主張の根拠として、昨年1月に東京地方裁判所が下した判決を繰り返し引用しています。国籍法11条1項は憲法に違反しない、とした地裁判決です。

# まぼろしの陳述要旨（2）

一方、原告は、この地裁判決をふまえて執筆された、近藤敦教授の意見書と木棚照一教授の最新のコメントールを、訴訟提起とともに証拠として提出済みです。原告は、近藤教授、木棚教授の論理的かつ実証的な批判を援用して、地裁判決の誤りを指摘し、国籍法11条1項は憲法違反であるという主張を組み立ててきました。

## 2 人権保障に積極的でなかった東京地裁判決

東京地裁判決に批判的なのは近藤、木棚両教授だけではありません。

## まぼろしの陳述要旨（3）

たとえば、憲法学者の毛利透教授は、東京地裁判決が、憲法22条2項は日本国籍を「離脱させられない権利」を保障しないとしたことについて、こう述べています。

「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」

# まぼろしの陳述要旨（４）

これは、東京地裁判決が、日本国籍の剥奪が一人ひとりの日本国民にもたらす被害の深刻さをまったく考慮せず、人権保障にわずかでも積極的ではなかったことを、婉曲的に批判するものだといえます。

## 3 東京地裁判決と被告に共通する発想

いうまでもなく、基本的人権の尊重は日本国憲法の基本原理です。

それではなぜ、基本的人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、東京地裁の３人の裁判官は、人権保障に後ろ向きと評されるような憲法解釈を行ったのでしょうか。



## まぼろしの陳述要旨（5）

なぜ被告は、人権保障に後ろ向きと評されるような判決を、なんのためらいもなく、主張の根拠にできてしまうのでしょうか。

答えは、東京地裁の3名の裁判官や被告の根底に、明治憲法の時代のままの意識が今も残っているためだと考えられます。

というのは、被告は、東京訴訟の第1審で、そして今回提出された書面の中で、次のように述べているからです。

## まぼろしの陳述要旨（6）

「我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め」る。

この論述は、国家に対する義務を負担することが個人が国家に人権を保障してもらおう前提である、と解釈できます。

そしてこのような発想が、明治憲法に親和的で、日本国憲法からかけ離れたものであることは、いうまでもありません。

# まぼろしの陳述要旨（7）

## 4 求釈明

原告は、先ほど読み上げた被告の論述に対して、的確な反論を行う必要があると考えています。

そこで弁護団では、その論述の原典を確認するため、論述が含まれている段落の末尾に挙げられた文献を調べてみました。

しかし、その文献に、先ほど読み上げたような内容の記載は見当たりませんでした。文献か頁番号が誤って記載されたのかもしれない。

# まぼろしの陳述要旨（8）

そこで原告は、被告に対して、上記論述の出典を、写しと共に示すよう、釈明を求めます。

## 5 結論

以上、原告準備書面（1）の内容を説明しました。

次回期日には、被告の主張に対する反論を行う予定です。

ご静聴ありがとうございました。

▶ 以上

## 閑話休題

▶ 「裁判所の外堀を埋める！」

▶ 弁護士の肖像 弁護士 井戸謙一（志賀原発運転差止判決）

「こういう判決を出した後の社会的反響は大きく、推進派から攻撃されることも容易に想像がつきます。その時、どこに出しても恥ずかしくない、確かな事実認定と正しい論理に基づいた判決でなければ耐えられない。その確信が持てる判決を書き上げるまでには、布団のなかで考えていると全身が汗でびっしょりになる日もありました。それでも、決して自分を偽らないという思いがあればブレることはありません。」

**「裁判官を味方につけて、支える！」**

**福岡, 東京, そして全世界から！**

# 3 訴訟外の動き

### 3 訴訟外の動き

▶ 東京訴訟の控訴審 判決期日

2023年2月21日（火） 13時30分から！

▶ 「爺が孫に伝えた年頭のことば」

山浦善樹最高裁元判事

▶ 「判例紹介：国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性」

高佐智美青山学院大学教授

（国際人権33号、信山社）

▶ CALL4 プロジェクト



などなど

休憩（日本時間 6時5分再開）



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>



# 4 質疑応答とディスカッション

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

# 5 質疑応答とディスカッション

- ▶ 「裁判所の外堀を埋める！」 「裁判官を味方につけて支える！」  
福岡, 東京, そして全世界から！
- ▶ インターネットでの動画配信や、TikTok、Instagram、ツイッターなどでの発信
- ▶ どこかに企画を持っていってみる
- ▶ 友人・知人に話題を振ってみる
- ▶ 勉強会の開催
- ▶ 新聞、雑誌への投稿
- ▶ 地元の政治家に伝えてみる 選挙前がチャンス？
- ▶ 友人のツテとツテをたどって海外で活躍している有名人に意見を求める

# 次回期日

2023年3月13日(月)  
13時30分



引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク  
<http://yumejitsu.net/>

CALL 4 間もなく開始(予定)!